

平成29年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B217	ひとり親家庭福祉推進事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費	
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条(義務)、埼玉県母子緊急一時保護実施要綱、埼玉県就学援助事業実施要綱			挑戦項目分野施策	020415 生活の安心支援		
1 事業概要				5 事業説明					
ひとり親家庭等の福祉向上を図る事業を実施する。 (1) 母子・父子家庭自立支援給付金支給事業 49,040千円 (2) ひとり親家庭就学援助事業 16,972千円 (3) 母子緊急一時保護事業 2,441千円 (4) 母子・父子自立支援プログラム策定員設置事業 3,660千円 (5) ひとり親家庭等日常生活支援事業 345千円 (6) ひとり親家庭等生活向上事業 66,654千円 (7) 就業支援専門員設置事業 11,682千円 (8) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 1,500千円 (9) ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付金事業 15,405千円				(1) 事業内容 ア 母子家庭・父子家庭自立支援給付金支給事業 49,040千円 (ア) 自立支援教育訓練給付金(540千円)※町村在住者対象 指定した講座を受講したひとり親家庭の母又は父に、受講料の2割相当額(限度額100千円)を支給する。 (イ) 高等職業訓練促進給付金等(48,500千円)※町村在住者対象 ひとり親家庭の母又は父が養成機関で修業する場合に、給付金を支給する。 イ ひとり親家庭就学援助事業 16,972千円 中学校入学予定の児童を扶養するひとり親(市町村民税非課税世帯)に、就学にかかる費用の一部を支給する。 ウ 母子緊急一時保護事業 2,441千円 DV防止法による一時保護委託の適用が困難で、かつ緊急に自宅を出ざるを得なくなった行き場のない母子を母子生活支援施設に一時保護する。 エ 母子・父子自立支援プログラム策定員設置事業 3,660千円 母子・父子自立支援プログラム策定員を設置し、児童扶養手当受給者の個々の事情等に対応した自立支援プログラムを策定して、経済的自立に向けたきめ細やかな支援を行う。 オ ひとり親家庭等日常生活支援事業 ※市町村補助事業 345千円 日常生活等に支障が生じた母子家庭等に、家庭生活支援員を派遣する。 カ ひとり親家庭等生活向上事業 ※市町村補助事業 66,654千円 個々の家庭の状況に応じた継続的な相談支援や、講座の実施、集いの場の提供等を行う。 キ 就業支援専門員設置事業 11,682千円 ハローワークや地域の事業主等との定期的な連絡調整により、ひとり親家庭の就労・より好条件の就労への転職を専門的に支援する「就業支援専門員」を、福祉事務所に配置する。 ク 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 1,500千円 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、修了した際に「修了時支援金」、修了から1年以内に試験に合格した際に「合格時支援金」を支給する。(合わせて上限150千円) ケ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業 15,405千円 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業を実施する団体に、県が事業費及び事務費を補助し、同団体が高等職業訓練促進給付金支給者に、入学準備金(50万円)と就職準備金(20万円)を貸し付ける。					
2 事業主体及び負担区分 (1)・(8) (国3/4・県1/4) (2)・(3) (県10/10) (4) (国10/10) (5)・(6) (国1/2、県1/4) 市町村1/4 (7) (国1/2、県1/2) (9) (国9/10、県1/10) 事業者0									
3 地方財政措置の状況 (3) 普通交付税 (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細目) 児童措置費 (積算内容) 母子生活支援施設									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.8人=7,600千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	167,699	国庫支出金	88,109	諸収入	1,569			78,021	△1,039,921
前年額	1,207,620		1,114,451		1,568			91,601	